

## 中世の節供について

— 祇園社を中心に —

酒 匂 由紀子

はじめに

節供とは、「一月一日の人日、三月三日の上巳、五月五日の端午、七月七日の七夕、九月九日の重陽などの節日に供える供御を指す」とされる。また、供御の内容については、「元日の膳、正月一五日（上元）のあずき粥、上巳の草餅、端午の粽、七夕の索餅、一〇月初めの亥の日の亥子餅など、特別なものを食べる」とある。<sup>①</sup>

他方、中世の禁裏の場合に関して先論を探してみると、節供とは、正月・上巳は花餅、端午は粽、七夕は素麺等を用意し、それぞれの節供ごとに儀式を行っていたということが、井原今朝男氏によって明らかにされている。<sup>②</sup> 同氏によれば、節供は儀式に関わる公家等のみのものではなく、「節供物を運上する使者に対しては、領主側から飯や酒肴が振る舞われ饗応がなされる」とする。

中世の寺社に目を移すと、中西正幸氏によれば、伊勢神宮には、節日ごとの儀式次第を書いた史料が存在するという。<sup>③</sup> 一方で『東寺百合文書』をはじめ、他の寺社の史料では、算用状に「節供」という記載や、節供料所の年貢納入の記載しかみられないのが殆どである。つまり、節供についての詳細をほとんど読み取ることができないのである。しかしなが

ら、節供に関する記載があるということは、それぞれの寺社においても何等かの節供行事を行っていたのは確かであろう。こうした史料状況のなか、南北朝期の『祇園執行日記』には、節供の行事内容に関する記事がわずかながら散見される。すなわち、同史料の記事を分析すれば、他の寺社の節供行事の実状を想定していく手がかりとなるのではないだろうか。

そこで、『祇園執行日記』において節供に関する記事から、祇園社における節供とは、どの様なことが行われていたのかを検討したいと思う。先に結論を述べておくと、同日記にみえる節供とは、祇園社領からの収益が祇園社内で分配される行事なのである。また、それは、同日記を用いて鈴木耕太郎氏が検討された、仕事の報酬として渡される「直会」「神供」と、異なる意味を持つ収入でもある。<sup>④</sup> このことから、節供を検討することは、中世経済史の一端を解明することにも繋がってくるのである。本稿では、同日記において節供が「御節供」と「節供」とにわざわざ表記分けされていることに着目し、この表記の違いも含め、祇園社における節供行事の意義を検討していきたい。

## 一 「御節供」について

## 御節供料所と「沙汰」

『祇園執行日記』において、「御節供」料所として記載があるのは、わずかに二箇所のみである。まずは、三月三日の御節供料所についてみていきたい。正平七年（一三五二）三月三日条に「山階田御節供備進之<sup>二</sup>如<sup>レ</sup>例」とある。ここから、三月三日の「御節供」料所には、社領のうち、近江国の山科田が宛てられていたことがわかる。この記事の続きには、「故教晴法印跡<sup>後家</sup>沙汰之<sup>一</sup>、大炊犬法師社家分垂腹<sup>真会</sup>一、赤飯神供一膳<sup>御神</sup>自<sup>二</sup>後戸<sup>一</sup>送<sup>レ</sup>之」とあり、御節供について故教晴法印の後継（後家かもしれない）が「沙汰」したことを読み取れる。<sup>⑤</sup> 先行研究を参照すると、教晴法印とは、『祇園執行日記』を記した顕詮と執行職を争っていた静晴の兄弟であるとされる。<sup>⑥</sup> 顕詮は、いわば敵方の「御節供」料所の知行の状況や供物の用意の様子を記しているのである。

次に、九月九日の御節供料所をみていきたい。康永二年（一三四三）九月九日条に、

越前保役、今日社頭御節供、近年無<sup>二</sup>沙汰<sup>一</sup>之処、今年沙<sup>二</sup>汰<sup>一</sup>之、  
保司権長吏晴喜法印沙<sup>二</sup>汰<sup>一</sup>之、神供十三膳神供<sup>勢分如日別</sup>内陣小瓶子<sup>乗板納三</sup>、内  
 一者社家へ送<sup>レ</sup>之、残<sup>二</sup>於<sup>二</sup>後戸<sup>一</sup>行<sup>レ</sup>之、即酒有名無実云々（傍線筆者）

とあることから、九月九日の御節供料所には、社領の越前保が宛てられており、その保司は晴喜法印であったことが確かめられる。また、「社頭御節供」とあることから、「御節供」の行事は、祇園社社頭にて行われていたことを窺い知れる。注意すべきは、社頭の「御節供」について、近年なされていなかったが、今年はこれを「沙汰」したとあることである。

ここで、この「沙汰」の意味を考えたい。この九月九日の「御節供」

において「沙汰」を行った者は、「権長吏晴喜法印沙<sup>二</sup>汰<sup>一</sup>之」と記されていることから、越前保保司であったことがわかる。そして、傍線部に目を移すと、保司が行った「沙汰」の内容とは、社頭に用意された神供と、その神供の一部を社家へ送ったことを指しているとみてとれる。これらのことから、「御節供」における「沙汰」とは、知行する「御節供」料所から供物を運上するのみの意味ではなく、供物を神供として社頭へ用意し、さらには、「御節供」行事の後に神供を分配することも含んでいたことが判明する。つまり、前掲した三月三日の「御節供」の史料を読み返すと、「故教晴法印跡<sup>後家</sup>沙汰之<sup>一</sup>」が供物の運上、および神供を社頭へ用意し、神供の分配を「沙汰」したと解釈できる。

『祇園執行日記』において、「御節供」料所として記載されているのは、右にあげた二点のみである。ここで注目したいのは、この日記を記した顕詮が右のような「沙汰」と同様の動きをみせている記事である。

（観応元年（一三五〇）五月四日条）

丹波ヨリ粽三百上、黒米式斗分云々、去年ハ二斗ニテ三百卅上、曆応  
 五ハ三百八十上、其后毎年参差、所詮、今年一斗五升分ニ可<sup>二</sup>立用<sup>一</sup>  
 之由下知了、向後、自<sup>二</sup>兼日<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>其沙汰<sup>一</sup>、年々注文在<sup>レ</sup>別  
 （同年同月五日条）

粽、方々賦<sup>レ</sup>之、注文在<sup>レ</sup>別、今年粽不足ニ到来、無<sup>レ</sup>謂之由、下知了  
 （傍線筆者）

両日条の傍線部より、顕詮には、毎年五月五日に合わせ、丹波国の社領から粽を運上して方々へ配る、という務めがあったことをみてとれる。右の記事から窺える、特定の社領から節日に合わせて節日の食べ物の粽を運上し、方々へ配るといふ行動は、先にみた九月九日の権長吏晴喜法印による「御節供」の「沙汰」と概ね同様であるといえる。すなわち、五月五日の「御節供」における料所は、丹波国の祇園社領であり、その

「沙汰」の役は、顕詮であったという事実が浮かび上がってくる。

丹波国の祇園社領として想起されるのは、当該期に顕詮が知行していた波々伯部保である。吉永隆記氏によれば、同保は、建武親政期から室町幕府草創期にかけて、顕詮が自身の門流のなかで分散した保司職の集積を行いつつ、在地支配を展開していた下司の波々伯部氏と戦い、時勢を見極めて南朝・北朝へ働きかけて一円支配を達成した地であったとする<sup>⑦</sup>。先掲した九月の「御節供」に、越前保の役として保司の晴喜法印が「沙汰」をしていたことも考慮すると、祇園社における「御節供」の「沙汰」役は、「御節供」料所となつている社領の保司らが、各々決められた節供を担当することになつていたと考えられる。

したがって、祇園社における「御節供」とは、節日に沙汰役の者が担当する社領の「御節供」料所より供物を上げ、祇園社の社頭にて神供として祀り、後に神供を分配するというものであったといえよう。

#### 「御節供」供物の分配

では、「御節供」において「沙汰」された供物は、どのような人々へ分配されていたのだろうか。観応元年五月五日条には、「予為<sup>三</sup>左方一和尚之間、御節供一膳・フト餅・紙立等取<sup>レ</sup>之、酒無<sup>レ</sup>之」とある。ここより、「左方一和尚」としての得分の内容が、従来より定められていたことが判明する。さらに、正平七年五月五日条には、

社頭御節供、直会<sup>執行得分</sup>一膳・餅三盃・伏兔三盃・菓子以下、毛立廿五・二種肴毛立一盃、自<sup>二</sup>後戸<sup>一</sup>送<sup>レ</sup>之、同祝布施<sup>社家分</sup>連<sup>二</sup>小綱沙汰<sup>一</sup>之、自<sup>二</sup>執行<sup>一</sup>行<sup>レ</sup>方<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>之<sup>⑧</sup>

とあり、「執行」としての得分、および「社家」の得分としても、定数が存在していたことがわかる。すなわち、「左方一和尚」、「執行」、「社家」というような祇園社での立場ごとに定数分の供物が分配されていたので

ある。そのため、顕詮が「沙汰」役を担っていた五月五日の節供の記事に「粽、方々賦<sup>レ</sup>之、注文在<sup>レ</sup>別」と確認されたように、供物の分配における注文が存在したのである。史料の制約により、他の立場への分配内容は不明であるもの、おそらく祇園社における御節供の供物は、祇園社構成員に分配されていると考えられる。すなわち、祇園社構成員にとっての御節供とは、定期的な収入日の一つであったと捉えられる。

#### 二 「節供」について

##### 顕詮が支払う「節供」料足

では、顕詮が「節供」と記したものについて見ていきたい。『祇園執行日記』における「節供」という表記には、別当力者に関わるものと、顕詮の配下に関係するものの二通りに分けられるようである。まず、顕詮が配下の者へ支払った「節供」料足について検討する。

(観応元年五月五日条)

坊人、宮仕二酒給<sup>レ</sup>之、専当ハ皆折節他行也

(同年七月七日条)

今日節供、中間二人二半連絡<sup>レ</sup>之、満<sup>(満童子)</sup>二一疋給<sup>レ</sup>之、宮仕七疋給<sup>レ</sup>之、先々ハ一疋也、而今年坊人・専当・宮仕大略參<sup>三</sup>詣善光寺<sup>一</sup>、三四人也、仍减少了、上方素麵十疋、酒十疋、此外海松、瓜等雑用十疋  
(応安四年(一三七一)七月七日条)

例節供珍重々々、坊人・宮仕・宮籠二酒給<sup>レ</sup>之

この三点の「節供」の記事からは、顕詮が中間・満童子・坊人・宮仕・専当といった顕詮の下で働いている配下の者らに対して、酒や「半連」つまり銭を渡していることを読み取ることができる。注目すべきは、素

麵や酒・海松・瓜等の「雑用」も「十疋」とあることから、供物までも代銭で渡していたことである。このことから「節供」は、顕詮の配下の者らにとって、定期的な収入日となっていたことが窺い知れる。

### 執行が支払う「節供」料足

次に、顕詮と別当力者が関わりをみせる「節供」についてみていきたい。左の表は、正平七年（一三五二）において、顕詮が別当力者へ支払った「節供」料足をまとめたものである。

一月一日条	別当力者牛童 <sup>(判読不能)</sup> □□ 輩来、恒例正月分節供料足可 <sup>執行役</sup> 給之由 申間、任 <sup>レ</sup> 例漆百文下行畢
三月三日条 (同五日条)	別当力者、恒例節供取二来間、明後日、可 <sup>レ</sup> 給由、返答了 別当力者節供七百文、内且五百文今日下行 <sup>(宮権夫用途内也 委記有得分記)</sup>
七月七日条 (同七日条)	別当力者節供、残二百文、今日渡 <sup>レ</sup> 之、請取有 <sup>レ</sup> 之 別当力者、節供取二来間、如 <sup>レ</sup> 例七百文下行了、請取有 <sup>レ</sup> 之
九月九日条	別当力者節供七百文下行了、請取有 <sup>レ</sup> 之

右の一月一日条によれば、顕詮は「執行役」として、「別当力者牛童□□輩」に節供料足として七百文を支払っている。しかも、別当力者へ「節供」料足を支払うことは「恒例」だとする。また、三月条をみると、「宮籠夫用途」から立て替えた上、分割払いをしてまで「節供」料足を支払わねばならなかったことが読み取れる。さらに七月七日条、九月九日条の記事もふまえると、祇園社執行職には、別当力者へ節供の式日に節供料足として七百文支払わなければならない強制的な責務があったといえる。この責務が何に拠って生じたものなのかということについては、『祇園執行日記』にて確認できる記事は無い。

ただし、三枝暁子氏によれば、別当は「対外的には祇園社の最高管理者とみなされる存在」であり、「末社の経営に深く関与していた」者であったとされる<sup>⑨</sup>。同日記からは、こうした別当と祇園社との間を結ぶ存在に、別当力者がいたことを窺い知れる記事が散見されるのである<sup>⑩</sup>。このことを踏まえると、別当力者は別当の下のみならず、祇園社執行の下でも働いていたという意味をもって、執行から「節供」の銭を受け取っていたとも考えられる。

### おわりに

以上、節供行事について『祇園執行日記』を用い検討を行った。とりわけ本稿では、祇園社領からの収益が祇園社内で分配される様子について、「御節供」と「節供」という日記内の書き分けに注目した。

「御節供」とは、祇園社で行われていた節日行事を指していた。その実態は、各節日の節供料所となっていた祇園社社領から運上された供物を社頭へ祀り、後、祇園社構成員へ配分されるものであった。「御節供」は、祇園社構成員が祇園社から得分を得る機会となっていた一方で、「御節供」を「沙汰」する者は、社領を知行できていることを同社構成員へ示す機会ともなっていたと考えられる。

他方、「節供」については、顕詮自身が支払う「節供」料足を指しており、その内容は二点存在した。一点は、執行職の役として別当力者に対して払う銭であり、もう一点は、顕詮が配下の者へふるまう酒や銭であった。

したがって、『祇園執行日記』における「御節供」は、祇園社を中心にした行事であったことに対し、「節供」は、顕詮を中心にした行事であったことが明らかになった。顕詮は、これらのような意味を込めて「御節

供」と「節供」を書き分けていたのである。いずれにしろ、節日は祇園社において、当人が帰属する神社や人から、物や銭が下賜される日であったということは指摘できよう。

これまでみてきた『祇園執行日記』に記載されている「御節供」・「節供」の記事は、実は、おしなべて行事が通常通りに行われなかった場合の内容であったことに気付く。つまり、節供行事は、行事次第を毎回記録しなくてはならないような公的なものではなかったと看取できる。他の寺社の史料群においても、この行事の記録が殆ど無い理由は、ここにあったのではないだろうか。

しかしながら、冒頭でも述べたように、節供行事は、他寺社の史料においても寺社領の年貢を使用して行われていることが算用状から確かめられる。それは、かかる行事が祇園社と同様に、寺社内の構成員やその関係者の経済活動に直結するものであった可能性があることを意味している。とすれば、中世経済を検討していくにあたり、現在の我々にとつては、重要な行事の一つだといえよう。大概の寺社史料にて、あまりにも簡約に記されているこの行事に関し、今後、どのように検討を進めていくべきかを思案していかなばならないだろう。

### 注

- ① 『日本国語大辞典』第二版（小学館、二〇〇一年）、「節供」の項。
- ② 井原今朝男「中世の五節供と天皇制」〔『歴史学研究』六二〇号、一九九一年〕。
- ③ 中西正幸「伊勢神宮の節供」〔『国学院雑誌』一〇六巻五号、二〇〇五年〕。
- ④ 鈴木耕太郎「祇園社「社家記録」に見られる直会・神供」〔『立命館文学』六三七号、二〇一四年〕。
- ⑤ 顕詮が三月三日の「御節供」の「沙汰」が教晴法印の後家によるものだ

と想定したのは、正平七年四月六日条にみえる「日御供」において、料所である小童保の教晴法印知行分を後家が知行していたことがあったためだと考えられる。

- ⑥ 野地秀俊「社僧」再考—中世祇園社における門閥形成—〔『佛敎大学大学院紀要』二六号、一九九八年〕、三枝暁子「室町幕府の成立と祇園社領主権」〔同〕『比叡山と室町幕府—寺社と武家の京都支配—』（東京大学出版会、二〇一一年、初出二〇〇七年）。
- ⑦ 吉永隆記「祇園社領荘園の再編—顕詮と丹波国波々伯部保—」〔『立命館文学』六三七号、二〇一四年〕。
- ⑧ 史料中の「壹連」とは、百文のこと。詳しくは、渡政知「中世文献史料における「緡銭」表現について」〔『出土銭貨』五号、一九九六年〕、稲吉昭彦「中世日本の緡銭慣行」〔『鷹陵史学』三八号、二〇一二年〕参照。
- ⑨ 三枝暁子「山門・祇園社の本末関係と京都支配」〔同〕『比叡山と室町幕府—寺社と武家の京都支配—』（東京大学出版会、二〇一一年、初出二〇〇一年）。
- ⑩ 例えば、『祇園執行日記』正平七年二月二日条には、別当力者が別当の命令を伝えるにきている記事がある。

〔付記〕本稿は、公益財団法人高梨学術奨励基金平成二十七年度若手研究助成による成果の一部である。

（本学大学院博士後期課程）